

清川村開発指導条例

開発協議の手引き



清 川 村

まちづくり課

平成19年4月 作成
平成23年4月 改訂

目次

	ページ
1. はじめに	1
2. 清川村開発指導条例の対象となるもの	1
3. 清川村開発指導条例に基づく開発協議のフロー図	4
4. 開発協議担当課一覧	5
5. 計画の周知について	6
6. 開発協議に必要な図書等について	7
7. 参考資料	
(1) 清川村開発指導条例	9
(2) 清川村開発指導条例施行規則	13
(申請様式)	16)
(3) 神奈川県土地利用調整条例	26

【注意】

この手引きについては、標準的な内容を想定して作成していますので、実際と異なる場合もあります。

不明な点等がありましたら、まちづくり課へ問合せください。

なお、内容については、必要に応じて改正をおこなうこともありますのでご了承ください。

1. はじめに

清川村は、全域が丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園に指定され、同じく全域が都市計画法の都市計画区域外となっており、清川村特定地域土地利用計画が定められています。

このような地域性の中、本村では、適正な定住人口の確保と優れた自然環境の保全に努め、地域の特性を活かした均衡ある発展を図ることにより、活力と魅力ある地域社会の形成を、新清川村総合計画において目指しています。

これを踏まえ、平成19年4月1日より従前の清川村開発指導要綱指導から清川村開発指導条例へと移行し、当条例に基づき開発指導を行っています。

事業主の方におかれましては、本趣旨をご理解のうえ、開発行為の計画、開発協議を行い、「あたたかみと活力ある村づくり」にご協力くださいますようお願いいたします。

2. 清川村開発指導条例の対象となるもの

1. 開発行為にかかる各種法令等の適用について

適用面積	法令等名称	備考
500㎡以上	清川村開発指導条例	※清川村 まちづくり課
3,000㎡以上	神奈川県土地利用調整条例	当面の間、建築物の建設目的の行為は3,000㎡以上から適用 ※神奈川県 土地水資源対策課
10,000㎡以上	都市計画法	※神奈川県厚木土木事務所 まちづくり・建築指導課

※ 都市計画法及び建築基準法に関する内容については、神奈川県厚木土木事務所まちづくり・建築指導課で事前相談を行っていますので、清川村開発指導条例の規定による手続の前に相談を行なってください。

2. 清川村開発指導条例の対象となるもの（条例第9条）

次の（1）から（5）までのいずれかに該当する開発行為は、条例の対象になります。

なお、開発行為とは、土地の区画形質の変更（次項アからウ）又は建築物その他の工作物の建築の行為をいいます。

〈ア 区画の変更〉

従来の敷地の境界の変更を行うもの。（分合筆等単なる権利区画の変更又は建築基準法第42条第2項の規定による道路の中心線から2mの後退に係るものは除きます。ただし、従来の敷地の境界の変更に伴い、公共施設のうち公園等、道路、下水道の整備の必要がないと認められる場合は、開発行為に該当しないものとして取り扱います。）

〈イ 形の変更〉

土地に切土、盛土又は一体の切盛土を行うもの。

〈ウ 質の変更〉

農地や山林等宅地以外の土地を建築物の敷地、特定工作物、資材置場又は駐車場等の用地とするもの。

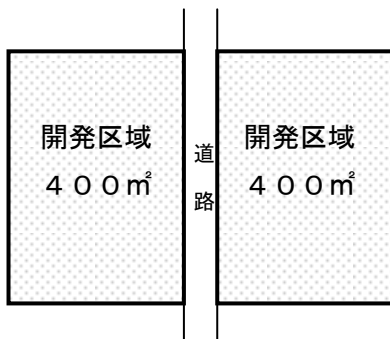
(1) 開発規模が500平方メートル以上のもの

〈例 ① 開発区域が一体の場合〉



区域が一体の土地としてあるもの

〈例 ② 開発区域に既存の道路がある場合〉



開発区域内に既存の道路がある場合でも、(2)と同様に一体の区域を構成し、若しくは一体的に利用することが可能な区域とみなすことができるときは、一連の開発行為として扱います。
なお、既存道路の面積は開発面積には含みません。
 $400\text{㎡} + 400\text{㎡} = 800\text{㎡}$
 $\geq 500\text{㎡} \quad \therefore \text{適用}$

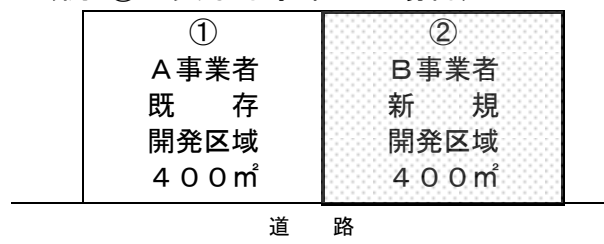
(2) 土地利用上、現に一体の区域を構成し、若しくは一体的に利用することが可能な区域において、先行する開発行為の着手の日から起算して2年以内に同一又は異なる事業者であっても工事施工者又は設計者に同一性がある開発行為を行う場合、その開発規模が合算して500平方メートル以上となるもの

〈例 ① 同じ事業者の場合〉



$400\text{㎡} + 400\text{㎡} = 800\text{㎡}$
 $\geq 500\text{㎡} \quad \therefore \text{適用}$
ただし、①の着手から2年以内に
②を着手するもの

〈例 ② 異なる事業主の場合〉



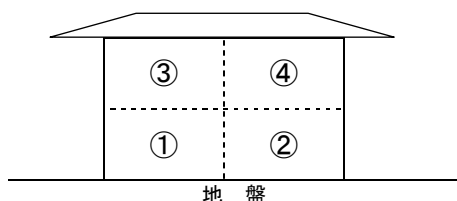
設計者又は施工者に同一性のある場合
 $400\text{m}^2 + 400\text{m}^2 = 800\text{m}^2$
 $\geq 500\text{m}^2 \quad \therefore$ 適用
 ただし、①の着手から2年以内に
 ②を着手するもの

- (3) 建築物で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定により算定する建築物の高さが10メートル以上のもの又は同項第8号の規定による階数が3以上のもの



高さが10m以上のもの
 又は
 階数が3階以上のもの

- (4) 4戸以上かつ延べ床面積が200平方メートル以上の共同住宅又は長屋の建築



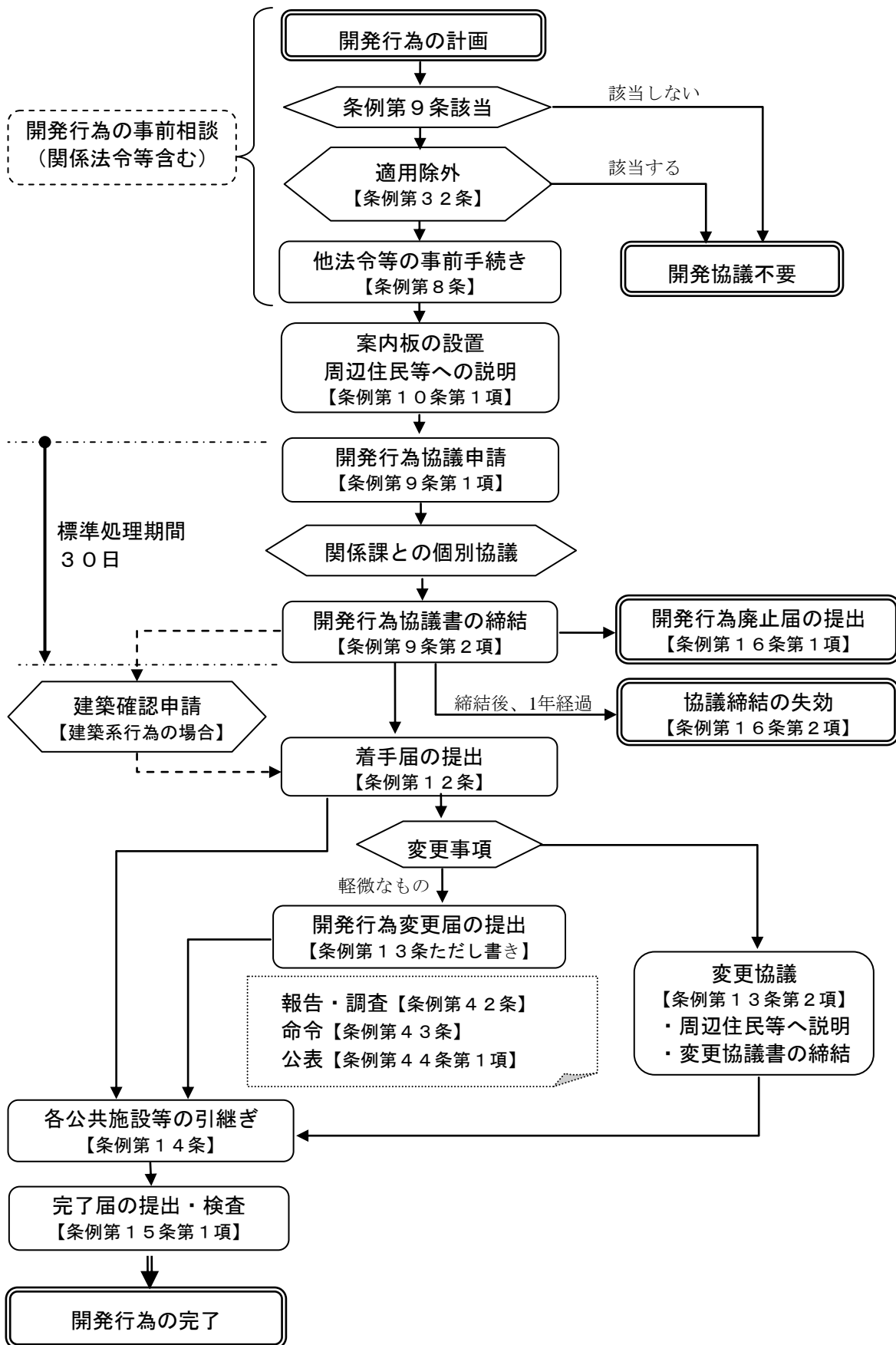
戸数が4戸以上のもの
 かつ
 延べ床面積200㎡以上のもの

- (5) (1) から (4) に掲げるもののほか、地域の状況により村長が特に必要と認めたもの

3. 清川村開発指導条例の適用除外となるもの（条例第32条）

- (1) 個人が自己の居住の用に供するために行うもの
- (2) 清川村ホテル等建築の適正化に関する条例（平成元年条例第32号）第2条第1号に定めるホテル等の建築を目的とするもの
- (3) 災害のために必要な応急措置として行われるもの
- (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号又は神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第2条第3号に規定する公園事業として行われるもの
- (5) その他公益性のある開発行為と村長が認めるもの

3. 清川村開発指導条例に基づく開発協議のフロー図



4. 開発協議担当課一覧

主な協議事項の担当部署については下記の一覧とおりです。該当する項目については、事前に、各担当部署にて相談してください。

なお、記載されていない事項については、まちづくり課へ相談してください。

課 局 名 (直 通 電 話)	主 な 協 議 事 項
まちづくり課 TEL 046-288-3862 【開発協議総括窓口】	① 土地利用計画に関すること ② 県立自然公園条例に関すること ③ 宅地、緑地に関すること ④ 国土利用計画法に基づく届出に関すること ⑤ 道路・橋梁に関すること ⑥ 交通安全施設、道路照明灯に関すること ⑦ 村道、法定外公共物の管理、境界に関すること ⑧ 上水道（給水）施設に関すること ⑨ 下水道、排水施設に関すること
総 務 課 TEL 046-288-1212	① 集会施設に関すること ② 公園等に関すること ③ 消防水利・防災施設に関すること ④ 防犯灯に関すること ⑤ 自治会に関すること
政 策 推 進 課 TEL 046-288-1213	① 新エネルギー対策に関すること ② 公有財産（道路等を除く）の管理、境界に関すること
税 務 住 民 課 TEL 046-288-3849	① ごみ集積所に関すること ② 一般廃棄物処理に関すること ③ 環境アセスメントに関すること
保 健 福 祉 課 TEL 046-288-3861	① 保育施設に関すること ② 福祉等の施設に関すること
産 業 観 光 課 TEL 046-288-3864	① 農道・林道、農業用水路に関すること ② 自然保護に関すること ③ 商工業・観光開発に関すること ④ 山林に関すること
農 業 委 員 会 (産業観光課内)	① 農地転用に関すること
教育委員会事務局 TEL 046-288-1215	① 文教施設に関すること ② 通学区域、通学路に関すること ③ 文化財保護に関すること

○ 関係機関一覧

名 称	住 所	連 絡 先
神奈川県庁	横浜市中区日本大通 1	045-210-1111 (代)
厚木土木事務所	厚木市田村町 2-28 厚木南合同庁舎	046-223-1711 (代)
県央地域県政総合センター	厚木市水引 2-3-1 厚木合同庁舎	046-224-1111 (代)
自然環境保全センター	厚木市七沢 657	046-248-0323 (代)

5. 計画の周知について

1 開発計画の案内看板の設置（条例第10条）

計画区域の周辺住民等へ開発行為の計画の周知を図るため、開発協議申請書を提出する前に、案内看板（開発指導条例第2号様式）を設置してください。

(1) 設置場所

案内看板は、開発区域内の見やすい場所に1箇所以上設置してください。

(2) 設置期間

開発行為完了届出書を提出する日まで設置してください。

(3) 維持管理

風雨等に強い構造及び材質で製作し、記載している事項が不鮮明にならないよう維持管理をしてください。

2 周辺住民等への説明（条例第10条）

(1) 説明の時期

説明は、開発計画の案内看板を設置した後、速やかに行なってください。

(2) 周知の範囲

周知の範囲は、開発区域に隣接している土地又は建築物の所有者又は居住者とします。なお、範囲については、極力、広範囲に説明を行ってください。

また、周知の範囲外の方から説明を求められた場合も、説明してください。

(3) 周辺住民等への説明事項

- ① 開発行為の目的、内容及び開発区域の位置、面積
- ② 予定建築物の用途、規模、構造及び配置計画等
- ③ 工事施行方法、施工期間、施工期間中の安全対策、交通安全対策等
- ④ 事業主（建築主）、代理人、工事施工者の住所、氏名、連絡先
- ⑤ その他周辺住民、環境等に及ぼす影響及びその対策

(4) 説明の方法

周辺住民等への説明については、説明会の開催、開発行為の内容がわかる書面の提供、その他適切な方法により説明し、意見を聴いてください。

(5) 説明状況の報告

周辺住民等へ説明をし、その内容について説明等状況報告書（第3号様式）を作成し、開発協議申請書に添付をして報告してください。

(6) その他の事項

開発行為に関し紛争が生じた場合は、事業主の責任において解決をしてください。

6. 開発協議に必要な図書等について

開発行為の協議及び行為中に係る申請書等は次のとおりです。

それぞれの期限までに、まちづくり課へ提出してください。

また、協議申請書又は変更協議申請書には、次項の別表第1に掲げる図書等を添付してください。

申請書等名称	様式番号	提出時期	提出部数	備考
開発行為協議申請書	第1号	開発行為を行う前（住民周知後）	2部（正・副）	
開発計画のご案内	第2号	開発協議申請前	1箇所以上	看板設置
説明等状況報告書	第3号	開発協議申請書に添付	1部	申請書正本に添付
開発行為（着手・完了）届出書	第4号	（着手） 行為着手の翌日から7日以内 （完了） 行為完了後、速やかに	各1部	完了については、写真添付
開発行為廃止届出書	第5号	開発行為を中止したとき	1部	
開発行為変更協議申請書	第6号	協議事項に変更が生じたとき	2部（正・副）	
開発行為変更事項届出書	第7号	協議事項に軽微な変更が生じたとき	1部	
開発行為に関する公共施設等の引継書	第8号	移管する公共施設等が完成したとき	各1部	施設ごと

(施行規則 別表第1)

図書の種類	縮尺	明 示 す べ き 事 項
案内図	1/10000 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、開発区域（赤枠） 主要交通機関からの経路、主要道路、排水先の河川、その他目標となる地物
現況図	1/2500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、開発区域及びその周辺の道路、水路等公共施設 開発区域（赤枠）、公道（うす茶色）、水路（水色）、青地（緑色）を着色
公図の写し		<ul style="list-style-type: none"> 開発区域及びその周辺 開発区域（赤枠）、公道（うす茶色）、水路（水色）、青地（緑色）を着色
土地登記簿謄本(写)		<ul style="list-style-type: none"> 開発区域内の土地登記簿謄本の写し（申請時前3箇月以内のもの）
土地利用計画図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、開発行為の土地利用内容の全て 道路、排水施設等公共公益施設の位置、形状、幅員等 予定建築物の位置、概要
造成計画平面図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、がけ、よう壁の位置、高さ及び構造 切土（黄色）、盛土（赤色）部分を着色 道路及び排水の位置、形状、幅員、勾配及び構造 宅地の地盤高、面積等
造成計画断面図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、切土又は盛土する前後の地盤高、擁壁、がけ等
公共公益施設の新旧対照の表及び図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、実測に基づき作成 開発区域及びその周辺の道路、水路等の公共公益施設の既存・新設が分かるように記載 新旧面積対照表
道路断面図	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、道路断面、構造、幅員等 構造物詳細図（縮尺1/50）及び構造・安定計算書を添付（使用材の構造は、縮尺1/20）
排水計画図 (平面図・断面図)	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、排水施設の位置、種類、内法、寸法、勾配、水の流方向、流量計算、雨水ます、放流先の状況、管径、勾配、人孔の形状及び深さ、人孔間の距離、基礎の形状、地盤高、土被り、管底高、掘削深、地下埋設物等の記入
公園等計画図	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、公園等（オレンジ色）の位置を着色
駐車施設計画図	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、駐車施設の位置、構造
予定建築物概要図	1/200 以上	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺、方位、配置図、各階平面図、立面図、断面図、床面積等の求積図
説明等状況報告書		<ul style="list-style-type: none"> 正本のみの添付 ただし、関係住民等説明用資料も添付すること ※ 関係住民等説明用資料については、一般の閲覧に供するものとします。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、清川村内における秩序ある開発を総合的に促進し、安全で良好な環境を確保するために必要な手続及び基準を定め、もって清川村総合計画の基本構想で定める自然と調和した住みよい村づくりの推進を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 村民等 村民、村内の居住者並びに村内に存する土地又は建築物等の所有者若しくは占有者をいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物をいう。
- (3) 開発行為 土地の区画形質の変更又は建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の建築の行為をいう。
- (4) 事業主 開発行為に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事を行う者をいう。
- (5) 公共施設等 公園、緑地、駐車施設、消防施設、道路、上水道施設、排水施設、環境衛生施設、交通安全施設等の公共公益の用に供する施設（土地を含む。）をいう。
- (6) 開発区域 開発行為を行う土地の区域をいう。
- (7) 開発規模 開発行為を行う土地の面積をいう。
- (8) 周辺住民等 開発区域の付近に土地又は建築物等を有する所有者又は占有者をいう。

(村の責務)

第3条 村は、事業主に対して、この条例に定める手続が適切かつ円滑に行われ、また、この条例の目的が達成されるよう必要な助言又は指導を行わなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、この条例の目的を達成するため、開発行為による周辺住民等へ及ぼす影響に十分配慮するとともに、自らの責任と負担において必要な措置を講じ、この条例に定める手続が適切かつ円滑に行わなければならない。

(村民等の責務)

第5条 村民等は、この条例に定める手続が適切かつ円滑に行われるよう事業主が行う周辺住民等への調整等の実施に協力しなければならない。

(景観形成への配慮)

第6条 事業主は、開発行為の計画にあたり、清川村の地域特性を活かした景観の保全と創造を図り、景観形成の向上に配慮した魅力あるまちづくりの実現に努めなければならない。

(環境保全及び緑化)

第7条 事業主は、事業計画の作成にあたっては、自然の地形変更を最小限にとどめ、環境の保全及び緑化に十分配慮しなければならない。

第2章 開発行為の手続き等

(事前手続き)

第8条 事業主は、次条による開発行為協議申請書を提出する前に、開発行為に伴い必要な法令等に定める手続を行わなくてはならない。

(開発協議)

第9条 次の各号に該当する開発行為を行おうとする事業主は、規則で定める開発行為協議申請書及び図書を添付して村長に提出し、協議しなければならない。

- (1) 開発規模が500平方メートル以上のもの
- (2) 土地利用上、現に一体の区域を構成し、若しくは一体的に利用することが可能な区域において、先行する開発行為の着手の日から起算して2年以内に同一又は異なる事業主であっても工事施工者又は設計者に同一性がある開発行為を行う場合、その開発規模が合算して500平方メートル以上となるもの
- (3) 建築物で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号の規定により算

- 定する建築物の高さが10メートル以上のもの又は同項第8号の規定による階数が3以上のもの
- (4) 計画戸数4戸以上かつ延べ床面積が200平方メートル以上の共同住宅又は長屋の建築
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、地域の状況により村長が特に必要と認めたもの

2 村長と事業主は、前項の協議が整った場合は、その合意内容に基づく協議書を締結するものとする。

(周辺住民等との調整)

第10条 事業主は、前条第1項に定める開発行為協議申請書の提出前に、規則で定める案内板を設置し、周辺住民等に対し、開発行為の内容、工事施工方法等について、説明会の開催、書面の提供、その他適切な方法により説明し、周辺住民等の意見を聴かなければならない。

2 事業主は、周辺住民等から開発行為について説明を求められた場合は、速やかにこれに応じるとともに、これらの者の意見を聴くよう努めなければならない。

3 事業主は、前2項の規定による説明、意見の聴取状況及び意見に対する対応等について、規則で定める説明等状況報告書を村長に提出しなければならない。

4 開発行為に関し紛争が生じた場合は、事業主の責任において解決しなければならない。

(開発行為着手の制限)

第11条 事業主及び工事施工者は、第9条第2項に定める協議書が締結されるまで開発行為に着手してはならない。

(開発行為着手の届出)

第12条 事業主は、開発行為に着手をしたときは、着手した日の翌日から起算して7日以内に規則で定める開発行為(着手・完了)届出書を村長に提出しなければならない。

(変更の協議)

第13条 事業主は、第9条第2項に定める協議書の締結後、開発行為の内容に変更が生じる場合は、規則で定める開発行為変更協議申請書に關係図書を添付して村長に提出し、変更の協議をしなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更である場合は、規則で定める開発行為変更事項届出書の提出に代えることができる。

2 第9条第2項、第10条及び第11条の規定は、変更の協議について準用する。

(公共施設等の引継ぎ)

第14条 事業主は、開発行為に伴い設置した公共施設等が村に帰属又は管理することとなる場合は、その施設ごとに規則で定める開発行為に関する公共施設等の引継書を提出し、村長の承認を得なければならない。

(行為の完了及び検査)

第15条 事業主は、前条に定める公共施設等の引継ぎをし、開発行為が完了した場合は、速やかに規則で定める開発行為(着手・完了)届出書を村長へ提出し、検査を受けなければならない。

2 事業主は、前項の検査の結果において、協議内容に適合してない場合には、協議内容に適合するように必要な措置を講じなければならない。

(開発行為の廃止等)

第16条 事業主は、第9条第1項の開発行為協議申請書を提出後、開発行為を中止したときは、直ちに規則で定める開発行為廃止届出書を村長に届け出なければならない。

2 第9条第2項の協議書は、その締結の日から起算して1年以内に開発行為に着手しない場合は、その効力を失うものとする。

第3章 開発行為の基準等

(宅地の規模)

第17条 事業主は、宅地分譲又は戸建分譲を目的とした開発行為については、1区画の規模を、120平方メートル以上としなければならない。

(宅地等の造成)

第18条 事業主は、宅地等の造成については、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の規定に定める技術基準に準じて、施工するものとする。

(駐車施設の設置)

第19条 事業主は、宅地分譲、戸建分譲等の住宅建築を目的とした開発行為については、入居者の自動車保有率を想定し、必要な面積の駐車施設を確保し、路上駐車をしないよう計画しなければならない。

2 事業主は、前項に規定するもの以外の開発行為については、自動車等の必要台数を想定して、十分な駐車施設を確保するよう計画しなければならない。

(道路及び交通安全施設)

第 20 条 事業主は、道路及び交通安全施設を規則で定める基準により設置しなければならない。ただし、私道として設置されるものを除く。

(道路等の引継ぎ)

第 21 条 事業主は、開発行為により設置する道路及び交通安全施設については、その用地及び施設を第 14 条により村に引継ぎをするものとする。ただし、私道として設置されるものを除く。

(上水道施設の整備基準)

第 22 条 上水道施設の整備基準は、規則で定める基準による。

(下水道施設の整備基準)

第 23 条 下水道施設の整備基準は、規則で定める基準による。

(公園等の設置)

第 24 条 事業主は、開発規模が 3,000 平方メートル以上の住宅建築を目的とした開発行為を行うときは、開発区域内に次の各号に掲げる基準に適合するよう公園又は広場（以下「公園等」という。）を設置しなければならない。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園等が存する等、周辺の状況を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りではない。

(1) 面積は、開発規模の 3 パーセント以上とする。

(2) 1 箇所当たりの面積の最低限度は、90 平方メートルとする。

(3) 災害防止及び避難活動に適するように配置すること。

(4) 平坦な場所に、遊戯等の施設が有効に配置できる形状に整備すること。

2 公園等の施設整備基準は、規則で定める基準による。この場合において整備に要する費用は、事業主が負担するものとする。

(公園等の引継ぎ)

第 25 条 開発区域内に設置される公園等の用地及び施設については、第 14 条により村に引継ぎをすることができる。

(ごみ集積所の設置)

第 26 条 事業主は、住宅建築等を目的とする開発行為については、ごみ集積所を規則で定める基準により設置しなければならない。

(ごみ集積所の引継ぎ)

第 27 条 前条により設置されたごみ集積所については、利用者又は事業主等において適正に維持管理しなければならない。

2 前条により設置されたごみ集積所の用地については、第 14 条により村に引継ぎをすることができる。

(消防水利施設の設置)

第 28 条 事業主は、消防水利施設を規則で定める基準により設置しなければならない。この場合において設置に要する経費は、事業主が負担しなければならない。

2 事業主は、消防水利施設が完成したときは、その施設及び用地を第 14 条により村に引継ぎをするものとする。

(防犯灯の設置)

第 29 条 事業主は、開発区域内の防犯上必要な箇所に防犯灯を設置しなければならない。

2 前項に定める防犯灯については、第 14 条により村に引継ぎをすることができる。

(供給施設)

第 30 条 事業主は、開発行為に伴う電気、ガス等の供給施設については、各関係機関と十分協議し、必要な施設を整備しなければならない。

(その他の公共施設等)

第 31 条 事業主は、開発規模、予定建築物、計画人口に応じて村長が必要と認める場合には、規則で定める公共施設等の用地の確保について、村長及び当該施設を管理することとなる者と協議しなければならない。

第 4 章 雑則

(適用除外)

第 32 条 次に掲げる開発行為については、この条例の規定は、適用しない。

(1) 個人が自己の居住の用に供するために行うもの

(2) 清川村ホテル等建築の適正化に関する条例（平成元年条例第 32 号）第 2 条第 1 号に定めるホテル等の建築を目的とするもの

- (3) 災害のために必要な応急措置として行われるもの
- (4) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 6 号又は神奈川県立自然公園条例（昭和 34 年神奈川県条例第 6 号）第 2 条第 3 号に規定する公園事業として行われるもの
- (5) その他公益性のある開発行為と村長が認めるもの
（地域環境との調和）

第 33 条 事業主は、開発行為の計画にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業主は、開発区域内に公共施設等に関する計画が定められているときは、その計画に適合するよう努めなければならない。
- (2) 事業主は、周辺地域の生活環境の保全に配慮し、周辺住民等の意向を尊重した計画にするよう努めなければならない。
（道路使用の協議）

第 34 条 事業主は、事業実施に伴い管理者と協議し、その使用する道路の維持管理及び交通安全に努めなければならない。

（紛争の解決）

第 35 条 事業主は、工事施工中においては周辺住民等の生活環境並びに財産等に影響する事項について対策をとるとともに、工事施工中又は開発行為完了後において、当該開発行為が原因で周辺住民等の生活環境並びに財産等へ被害を与え、紛争が生じたときはこれに対し、事業主が当該住民と協議し、事業主の責任において解決しなければならない。

2 事業主は、開発行為によって設置された公共施設等については、村へ引継ぎ後 1 年以内に事業主の責任に帰すべき瑕疵によって生じた損害は、これを補修し、又はその損害を補償しなければならない。

（報告及び調査）

第 36 条 村長は、この条例の目的を達成するため必要な限度において、事業主に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は関係職員をして開発区域に立ち入り、所要の調査をさせることができる。

（命令）

第 37 条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第 11 条（第 13 条第 2 項において準用する場合を含む）の規定に違反した事業主又は当該事業主から開発行為等に係る工事を請け負った者（請負工事の下請け人を含む）
- (2) 偽りその他の不正な手段により協議書の締結をし、開発行為をした事業主又は当該事業主から開発行為等に係る工事を請け負った者（請負工事の下請け人を含む）
- (3) 締結した協議書の内容と異なる開発行為をした者
- (4) 第 36 条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は同条の立ち入り検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（公表）

第 38 条 村長は、必要があると認めるときは、前条各号のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

2 村長は、前条第 3 号の規定に該当する者について、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第 39 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に清川村開発指導要綱（平成 15 年清川村告示第 13 号）による開発行為に関する事前協議書を受理している開発行為については、なお従前の例による。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、清川村開発指導条例（平成18年清川村条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、条例の用語の例による。

第2章 開発行為の手続き等

(開発行為協議申請書及び図書)

第3条 条例第9条第1項に規定する規則で定める開発行為協議申請書の様式は、第1号様式とする。

2 条例第9条第1項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。ただし、村長が添付を要しないと認めるものについては、この限りではない。

- (1) 別表第1に掲げる図書
- (2) 委任状
- (3) 開発区域の現況を撮影した写真（案内板設置状況の分かるものを含む）
- (4) その他村長が必要と認める図書

(案内板)

第4条 条例第10条第1項に規定する案内板の様式は、第2号様式とする。

2 案内板は、風雨等に強い構造及び材質とし、その設置期間は、条例第15条第1項に定める開発行為の完了にかかる届出書を提出した日までの間とする。

(説明等状況報告書)

第5条 条例第10条第3項に規定する説明等状況報告書の様式は、第3号様式とする。

2 前項に規定する報告書には、周辺住民等への説明に使用した図書を添付するものとする。

(届出書)

第6条 条例第12条及び第15条第1項に規定する開発行為（着手・完了）届出書の様式は、第4号様式とする。

2 条例第16条第1項に規定する開発行為廃止届出書の様式は、第5号様式とする。

(変更協議申請書)

第7条 条例第13条第1項に規定する開発行為変更協議申請書（以下「変更申請書」という。）の様式は、第6号様式とする。

2 前項の変更申請書に添付する図書は、第3条第2項に掲げるもののうち、当該変更事項に関わるものとする。

(軽微な変更)

第8条 条例第13条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業主並びに代理人の住所（法人にあっては事務所等の所在地）、氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）及び連絡先の変更
- (2) 給水計画、排水計画、公園等計画、衛生設備計画、防災計画、防犯計画、交通安全及び駐車施設計画及び電気・ガス計画のうち、周辺住民等の範囲に特に影響がないもの
- (3) その他村長が認めるもの

2 条例第13条第1項ただし書に規定する開発行為変更事項届出書の様式は、第7号様式とする。

(公共施設等の引継ぎ)

第9条 条例第14条に規定する開発行為に関する公共施設等の引継書（以下「引継書」という。）の様式は、第8号様式とする。

2 前項に規定する引継書には別表第2に掲げる図書の添付を要する。ただし、村長が添付を要しないと認めるものについては、この限りではない。

3 事業主は、前項に規定する図書を提出する前に、当該施設に所有権以外の権利が登記されている場合は、それを抹消しなければならない。

第3章 開発行為の基準等

(道路及び交通安全施設の設置基準)

第 10 条 条例第 20 条に規定する規則で定める基準は、村長が別に定める「清川村道路構造基準」による。

(上水道の整備基準)

第 11 条 条例第 22 条に規定する規則で定める基準は、村長が別に定める「給水装置工事設計施工基準・解説」による。

(下水道の整備基準)

第 12 条 条例第 23 条に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 清川村公共下水道を利用する場合は、村長が別に定める「公共下水道施設設置基準」による。

(2) 前号の場合以外及び雨水処理においては、次条から第 15 条までに定めるところによる。

(下水施設の設置)

第 13 条 事業主は、開発区域内の地形、既存住居区又は隣接地主との関係、放流水域の状況等周辺の影響を十分調整、検討したうえ、雨水、雑排水又は汚水を有効に排除できる規模、構造及び能力の下水施設を設置しなければならない。

2 雨水及び浄化槽からの排水は原則として、敷地内浸透処理とする。

3 雨水浸透枳及び浄化槽からの排水については、道路側溝、水路等への接続を原則として禁止とする。

(処理施設)

第 14 条 下水処理区域外等の理由により、接続処理が困難であると村長が認めるときは、事業主が処理施設を設置するものとする。ただし、この処理施設は、事業主又は処理施設利用者が維持管理するものとする。

(危険防止)

第 15 条 事業主は、既設又は新設水路の危険箇所、防護柵等を設置し、危険の防止を図らなければならない。

(公園等の施設整備基準)

第 16 条 条例第 24 条第 2 項に規定する規則で定める基準は、別表第 3 に掲げるものとする。ただし、村長が設置を要しないと認める施設については、この限りではない。

(ごみ集積所の設置基準)

第 17 条 条例第 26 条に規定する規則で定める基準は、10 戸から 20 戸につき、4 平方メートル以上のごみ集積所を 1 ヶ所設置するものとする。

2 設置する場所においては、利用者並びに収集作業の利便を考慮し、計画しなければならない。

3 10 戸未満であって、近隣の既設ごみ集積所へ搬出する計画の場合は、村長及び当該ごみ集積所利用者と協議しなければならない。

(消防水利施設の設置基準)

第 18 条 条例第 28 条第 1 項に規定する規則で定める基準は、村長が別に定める「清川村消防水利施設設置基準」による。

(その他の公共施設等)

第 19 条 条例第 31 条に規定する規則で定める公共施設等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学校施設

(2) 集会施設

(3) 保育所又は幼稚園

(4) 医療施設

(5) 警察派出所

第 4 章 雑則

(公表)

第 20 条 条例第 38 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業主並びに代理人の住所（法人にあっては事務所等の所在地）、氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）及び連絡先

(2) 開発区域の位置

(3) 違反の事実

(4) その他村長が必要と認める事項

2 村長は、前項に規定する公表について、次の各号に掲げる方法によって行うものとする。

(1) 清川村公告式条例（昭和 31 年清川村条例第 2 号）に基づく公告

(2) 清川村公式ホームページ

附 則
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係) 省略 ※P 8 掲載

別表第 2 (第 9 条関係)

図書の種類	縮 尺	備 考
案内図	1/10000 以上	・ 公共施設の位置を記載
完了図	1/250 以上	・ 公共施設の位置及び形状を記載
境界確定図	1/250 以上	
縦断図	1/200 以上	※ 縦 1/200・横 1/500 以上
横断図	1/100 以上	
構造図	1/50 以上	
詳細図	1/50 以上	
完成写真		・ 着手前、施工中、完成後の写真
寄附(帰属)申出書		・ 用紙は、村で配布
登記承諾書		・ 用紙は、村で配布
印鑑証明書		・ 登記手続に有効な印鑑証明
資格証明書		※ 土地所有者が法人の場合のみ
公図の写し		・ 分筆後のもの
土地登記簿謄本		・ 分筆後のもの
地積測量図		・ 分筆後のもの
その他		・ 村長が特に必要と認めるもの

別表第 3 (第 16 条関係)

	公 園 等 の 面 積	設 置 施 設
1	500平方メートル未満	出入口(2箇所以上)、安全柵、水飲み場、ベンチ、すべり台、砂場、植樹
2	500平方メートル以上 1, 500平方メートル未満	1に定める施設、便所、公園灯
3	1, 500平方メートル以上	2に定める施設、その他村長が定める施設

開 発 行 為 協 議 申 請 書

年 月 日

清 川 村 長 殿

事業主 住 所
氏 名 ㊟
連絡先

（法人にあつては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入）

代理人 住 所
氏 名 ㊟
連絡先

次のとおり開発行為をしたいので、清川村開発指導条例第9条第1項の規定に基づき、
開発行為に関する協議を申請します。

1	開発区域の位置	清川村 字 番地 外 筆 地 目 ※区域は、別添のとおり
2	開 発 目 的	
3	開 発 面 積	平方メートル
4	建 築 面 積 等	戸 平方メートル
5	階 数 ・ 高 さ	階 メートル
6	造 成 区 画 数 等	区画 平方メートル
7	1 区 画 面 積	(最小) ～ (最大) 平方メートル
8	予 定 工 期	年 月 日から 年 月 日まで

80 cm以上							
開発計画のご案内							
事業主	住所 氏名 連絡先						
代理人	住所 氏名 連絡先						
工事施工者	住所 氏名 連絡先						
開発位置							
開発目的							
開発面積	m^2	建築面積等	戸 m^2				
階数・高さ	階 m	造成区画数	区画				
予定工期	年 月 日から 年 月 日まで						
備考							
この案内板は、清川村開発指導条例第10条第1項に基づき設置するものです。							
年 月 日 設置							
<table border="1" style="width: 100%; height: 150px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>							
60 cm以上							
GL							

※ 案内板は白地に黒文字とし、最大高さ3m以下、最大表示面積5㎡以内とする。

説明等状況報告書

年 月 日	
清川村長殿	
事業主 住所	
氏名 ㊟	
連絡先	
（法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入）	
清川村開発指導条例第10条第3項の規定により、次のとおり報告します。	
説明をした日	年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで
意見聴取の範囲	
意見の聴取	意見等の概要
	事業主からの回答
その他事項	

- ※備考
1. 意見の聴取について、記載しきれない場合は、別紙記載も可。
 2. その他事項には、他に特記すべき事項を記載してください。

開発行為（着手・完了）届出書

年 月 日		
清川村長 殿		
事業主 住所		
氏名 ㊟		
連絡先		
<small>（法人にあつては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入）</small>		
清川村開発指導条例 ⎵ 第12条（着手） 第15条（完了） の規定により、次のとおり届け出ます。		
1	協議書締結年月日	年 月 日
2	開発区域の位置	清川村 字 番地 外 筆
3	開発目的	
4	開発面積	平方メートル
5	行為施工者名称・氏名及び連絡先	住所 名称 代表者 連絡先
6	工事着手年月日	年 月 日
7	工事完了（予定）年月日	年 月 日
8	備考（移管予定の公共施設等）	

※備考 1. 完成のときは、開発区域の全景写真を添付すること。

開発行為廃止届出書

	年 月 日
清 川 村 長 殿	
事業主 住 所	
氏 名 ㊟	
連絡先	
<small>（法人にあつては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入）</small>	
清川村開発指導条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。	

1	協議書締結年月日	年 月 日
2	開発区域の位置	清川村 字 番地 外 筆
3	開 発 目 的	
4	廃 止 理 由	

第6号様式 (第7条関係)

開発行為変更協議申請書

		年 月 日	
清 川 村 長 殿			
		事業主 住 所	
		氏 名	㊟
		連絡先	
		<small>(法人にあつては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入)</small>	
		代理人 住 所	
		氏 名	㊟
		連絡先	
<p>次のとおり開発行為の変更をしたいので、清川村開発指導条例第13条の規定に基づき、 開発行為に関する変更協議を申請します。</p>			
1	開発区域の位置	清川村 字	番地 外 筆
2	開 発 目 的		
3	開 発 面 積	平方メートル	
4	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

第7号様式（第8条関係）

開発行為変更事項届出書

年 月 日							
清川村長 殿							
<p style="text-align: center;">事業主 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">連絡先</p> <p style="text-align: center;"><small>（法人にあつては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入）</small></p> <p style="text-align: center;">代理人 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">連絡先</p>							
<p>次のとおり開発協議事項の軽微な変更をしたので、清川村開発指導条例第13条の規定に基づき、届け出ます。</p>							
1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">協議書締結年月日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> </table>	協議書締結年月日	年 月 日				
協議書締結年月日	年 月 日						
2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">変 更 事 項</td> <td style="width: 40%; text-align: center; padding: 5px;">変 更 前</td> <td style="width: 40%; text-align: center; padding: 5px;">変 更 後</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後			
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後					
3	変 更 理 由						

※備 考 1. 当該変更事項に係る図面等を添付すること

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、狭小な県土に多数の県民が生活し、多様な産業が集積している本県において、現在及び将来の県民のための限られた資源である県土を適正に保全し、又は利用することが県民の健康で文化的な生活を実現するために不可欠の条件であることにかんがみ、開発行為等の計画について、協議等の手続を定め総合的な調整を行うことにより、県土の計画的な利用を図り、もって県土の均衡ある発展と県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 埋立行為 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第1条第1項に規定する埋立又は同項に規定する公有水面における規則で定める工作物の新築、増築又は改築をいう。
- (3) 開発区域 開発行為又は埋立行為（以下「開発行為等」という。）をする土地又は公有水面の区域をいう。
- (4) 事業者 開発行為等に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

第2章 開発計画の調整に関する手続等

第1節 開発計画の協議等

(開発計画の協議)

第3条 事業者は、開発行為等を行うときは、当該開発行為等の計画（以下「開発計画」という。）について、あらかじめ知事に協議しなければならない。ただし、次に掲げる開発行為等については、この限りでない。

- (1) 開発区域の面積（開発行為等が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域の面積）が1ヘクタール未満の開発行為等（埋立行為に係る開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発行為等を除く。）
- (2) 土地の利用目的の変更を伴わない開発行為その他の開発行為で規則で定めるもの
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等が定められた区域、同法第7条第1項に規定する市街化区域又は同法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた区域（同法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域に限る。）において行う開発行為
- (4) 都市計画法第11条第1項の規定により都市計画に定められた施設の整備に関する事業又は同法第12条第1項の規定により都市計画に定められた事業の施行として行う開発行為
- (5) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項又は第9条第1項に規定する農業振興地域整備計画に基づく事業の施行として行う開発行為
- (6) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号又は神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第2条第3号に規定する公園事業の施行として行う開発行為
- (7) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川の区域、同法第100条第1項の規定により市町村長が指定した河川の区域その他規則で定める区域において行う埋立行為
- (8) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第2項に規定する重要港湾に係る同条第3項に規定する港湾区域において同法第3条の3第1項に規定する港湾計画に基づく事業の施行として行う埋立行為
- (9) 公益性が特に高いと認められる開発行為等その他の開発行為等で規則で定めるもの

2 前項の規定による協議をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開発計画書」という。）に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 開発計画の名称
- (3) 開発行為等の目的又は実施を必要とする理由
- (4) 開発区域の位置、区域及び面積
- (5) 開発区域内において予定される建築物その他の施設の概要

(6) その他規則で定める事項

- 3 第1項の規定による協議は、開発行為等を行うにつき法令等の規定により許可、認可その他これらに相当する行為（以下「許可等」という。）を要することとされているときは、当該許可等に係る申請等の手続に先立ち行うよう努めなければならない。

（関係者への周知等）

第4条 事業者は、開発計画書の提出前に、又は開発計画書の提出後遅滞なく、開発行為等に関係がある地域の住民その他の関係者に対して、開発計画の内容を周知させ、これらの者の意見を聴くよう努めなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による周知及び意見の聴取の状況について、知事に報告しなければならない。

- 3 知事は、事業者に対し、第1項の規定による周知又は意見の聴取について、必要な指導又は助言を行うことができる。

第2節 開発計画の審査等

（開発計画の審査等）

第5条 知事は、第3条第1項の規定による協議があったときは、遅滞なく、開発計画について審査し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審査結果通知書」という。）を事業者に交付するものとする。

(1) 開発計画の適否及びその理由

(2) 開発行為等の実施に当たり講ずべき措置

(3) その他知事が必要と認める事項

- 2 知事は、前項の規定による審査に当たっては、開発区域を管轄する市町村長に開発計画書の写しを送付し、当該開発計画書に係る開発計画についての意見を求めるものとする。

（審査指針の作成）

第6条 知事は、前条第1項の規定による審査の基準その他必要な事項を定めた指針（以下「審査指針」という。）を定め、かつ、これを公表しなければならない。

第3節 開発計画の変更等

（開発計画の変更届）

第7条 事業者は、開発計画書の提出後、審査結果通知書の交付を受けるまでの間に、開発計画の内容を変更（事業者の変更を含む。次条第1項において同じ。）しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（開発計画の変更協議等）

第8条 事業者は、審査結果通知書の交付を受けた後（第4項の規定による再審査結果通知書の交付を受けた場合にあつては、当該再審査結果通知書の交付を受けた後）、開発行為等が完了するまでの間に、開発計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。ただし、軽微な変更その他の規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

- 2 事業者は、前項ただし書に規定する軽微な変更その他の規則で定める変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

- 3 第1項の規定による協議をしようとする者は、変更事項の内容及び変更の理由を記載した書面に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、第1項の規定による協議があったときは、遅滞なく、当該協議に係る開発計画について審査し、その開発計画に係る第5条第1項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「再審査結果通知書」という。）を事業者に交付するものとする。

- 5 第4条及び第5条第2項の規定は、事業者が第1項の規定による協議をした場合について準用する。ただし、知事が必要がないと認めるときは、この限りでない。

（事業者の承継）

第9条 事業者について相続その他の一般承継があつたときは、被承継人が行った手続等（この条例に規定する手続その他の行為をいう。以下同じ。）は相続人その他の一般承継人（以下「相続人等」という。）が行つたものと、被承継人について行われた手続等は相続人等について行われたものとみなす。

（開発計画の廃止届）

第10条 事業者は、開発計画書の提出後、当該開発計画書に係る開発計画を廃止したときは、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

第4節 開発行為等の実施等

(行為着手等の制限)

第11条 事業者は、第5条第1項の規定による審査結果通知書の交付を受けた日以後でなければ、開発行為等に着手してはならない。

2 事業者は、第8条第1項の規定による協議をしなければならないときは、同条第4項の規定による再審査結果通知書の交付を受けた日以後でなければ、開発行為等に着手してはならない。この場合において、既に開発行為等に着手している事業者は、直ちに当該開発行為等を停止しなければならない。

(開発行為等の着手届等)

第12条 事業者は、開発行為等に着手したときは、その日から5日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 事業者は、開発行為等を完了したときは、その日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(新たな開発行為等とみなす場合)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、新たに開発行為等をしようとするときとみなす。ただし、知事が、審査結果通知書において別に認めたときは、この限りでない。

(1) 事業者が、第5条第1項の規定による審査結果通知書の交付を受けた日から起算して5年を経過した日後、当該審査結果通知書に係る開発行為等に着手しようとする場合

(2) 事業者が、開発行為等に着手した日後、当該開発行為等を3年を超えて中断した後再開しようとする場合

2 前項の規定は、事業者が第8条第4項の規定による再審査結果通知書の交付を受けた場合について準用する。

第3章 雑則

(国土利用計画審議会)

第14条 知事は、審査結果通知書又は再審査結果通知書(以下「審査結果通知書等」という。)を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、神奈川県国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くことができる。

2 知事は、審査指針を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。ただし、審議会が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

(命令)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、違反を是正するため必要な措置をとることを命じることができる。

(1) 第11条第1項又は第2項の規定に違反した事業者又は当該事業者から開発行為等に係る工事を請け負った者(請負工事の下請人を含む。)

(2) 偽りその他の不正な手段により審査結果通知書等の交付を受けて開発行為等をした事業者又は当該事業者から開発行為等に係る工事を請け負った者(請負工事の下請人を含む。)

(公表)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当する者

(2) 審査結果通知書等に記載された内容と異なる開発行為等をした事業者

(3) 第17条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した事業者又は事業者から開発行為等に係る工事を請け負った者(請負工事の下請人を含む。以下「請負人」という。)

2 知事は、前項第2号に規定する者について前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(立入検査等)

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は請負人から開発行為等に係る工事その他の行為の状況について報告又は資料の提出を求め、又は当該職員に開発区域に立ち入り、工事その他の行為の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(許可等への配慮)

第 18 条 知事は、事業者が開発行為等を行うにつき法令等の規定により許可等を要することとされている場合において、当該許可等の権限を有するときは、当該許可等を行うに当たり、審査結果通知書等の内容について配慮するものとする。

(市町村条例との関係)

第 19 条 市町村が開発行為等に関して制定する条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めるときは、この条例は、当該市町村の区域における開発行為等については、適用しない。ただし、開発区域が当該市町村以外の区域にわたる場合であって、当該市町村以外の区域における開発行為等が第 3 条第 1 項の規定による協議を要するものであるときは、この限りでない。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 罰則

第 21 条 第 15 条の規定による知事の命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 22 条 第 11 条第 1 項又は第 2 項に違反した者は、30 万円以下の罰金に処する。

第 23 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 都市計画法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域以外の区域又は同法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域が存する市町村で規則で定めるものの区域における開発行為(主として建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に限る。)については、当分の間、第 3 条第 1 項第 1 号中「1 ヘクタール」とあるのは「3,000 平方メートル」とする。

3 この条例の施行の際現に開発行為等を行っている者及び開発行為等を行うにつき法令等の規定により許可等を要することとされている場合に当該許可等を受けている者については、この条例の規定は適用しない。

(検討)

4 知事は、平成 21 年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成 11 年 12 月 24 日条例第 49 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 27 日条例第 104 号)

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月 22 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 8 月 3 日条例第 48 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 22 日条例第 17 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

水と緑の心の源流郷 きよかわ



うぐいす
(村の鳥)



いろはもみじ
(村の木)



みつばつつじ
(村の花)

清川村 まちづくり課 土地政策係

〒243-0195

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

TEL : 046-288-3862 (直通) FAX : 046-288-1909

URL : <http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/>

E-mail : machidukuri@town.kiyokawa.kanagawa.jp